

口頭発表

【分科会 2】

幼少期の子どもに対する性の多様性への意識

- HUG っと！プリキュアを例にして -

京都産業大学 藤野ゼミ C グループ

○渡邊咲耶花 (Watanabe Sayaka) ・ 智羽美月 (Chiba Mizuki) ・ 木元勇輝 (Kimoto Yuki) ・ 武田世風 (Takeda Sena) ・ 辻村万智 (Tsujiyama Machi) ・ 叶子青 (You Shisei) ・ 韓雨 (Kan U)

(京都産業大学現代社会学部現代社会学科)

キーワード：子ども、性の多様性、メディア

1. 研究の目的

昨今、性の多様性を許容する意識が一般に高まり、この変化が子供向けのアニメーションの制作にも現れている。その中でも 2018 年に放映された「HUG っと！プリキュア」(以下ハグプリ)は、東映アニメーションの公式 Twitter アカウントの発表のツイートに対して、約 15,000 リツイートと約 10,000 いいねという反響があった。また、放送中には毎回ツイッターのトレンドに関連ワードが入るなどメイン視聴者層以外にも様々な世代からの性の多様性に対する高評価が SNS 上で見受けられた。他方で、プリキュアシリーズのメイン視聴者である幼少期の子どもにも同様の関心が見られるのだろうか。私たちは、アニメの中でみられる性の多様性の表象となるキャラクターを分析するとともにインタビュー調査によってその実態を調査することにした。

2. 作品及び作品からの性の多様性の表象の抽出

プリキュアシリーズとは 2004 年の「ふたりはプリキュア」から、現在までテレビ朝日系列で毎週日曜 8:30-9:00 (JST) で放映されている女兒向けアニメシリーズである。ハグプリのストーリーは主人公である野乃はな (以下はな) たちがプリキュアに変身し、未来からやってきたはぐたんという赤ちゃんを敵の組織クライアス社から母として守るために戦うというものである。今回注目するのはこの作中に登場する若宮アンリ (以下アンリ) という男性キャラクターである。

アンリの「若宮アンリの体でも若宮アンリの心を縛ることはできない」(表 1, 42 話) という言葉等から、私たちは彼を「性の多様性」の表象と同等し、ハグプリの視聴者にこのキャラクターがどのような影響を与えているのかについて調査を行うことにした。

表 1：シリーズ中のアンリ登場回の一覧

アンリ登場回(第7, 9, 11, 15, 16, 19, 20, 25, 33, 41, 42, 43, 45, 48, 49話)				
印象的なセリフ(アンリ台詞に下線)		話		
		第9話	第19話	第33話
場面	女性ものの衣服を着用した際の周囲の反応への返答	ちよーそれレディースやでアッパアッパ合ってれば間違いないでしょう	なんでそれを君が着てるのかって聞いてるんだよ。すぐステキだって思ってたから。ハハハハハハ、男だろう。だから何？僕は自分のしたい格好をする。	
	敵に捕らわれた際		誰いよヒーロー。これ僕、お姫様ポジションになっちゃってない？	
	アンリを評価する声(作中デザイナー吉見タより)		全てを超越する女神のイメージ。きつとあなたによく似合う！	アンリの魅力はね、男、女、なんなんことは関係ない！彼の美しさは全てを凌駕するの！ボーダーレス！！

3. 先行研究

先行研究に、堀 (2019) がジェンダー表象との関連について研究を行ったものが挙げられる。その中で堀はハグプリについて、ジェンダーがテーマではなく、作中の主なジェンダー表象はサブキャラクターが担っているとしつつも、この作品にはジェンダー、フェミニズムの要素が含まれているものと断定している。その一方で堀は「子供向け作品としての配慮」をしつつ、ジェンダー表象は 1 つの側面であり、作品の目的そのものではないとした。

4. インタビュー調査の方法

調査対象者は未就学児の日常を客観的に考察できる立場にある保育士とプリキュアシリーズのメイン視聴者である年齢 3-9 歳までの子が選ばれた。インタビュー内容は大人と子どもの対象者で異なるがどちらも 10 項目とするとともにインタビュー前にハグプリのアンリ登場回を視聴してもらった。インタビュー中に各場面の写真を提示した。インタビューは Web を介してのオンラインで 1 時間程度の半構造化面接法とした。

表 2：調査対象者一覧

	Aさん	Bさん	Cさん	Dさん	Eさん	Fさん	Gさん	Hさん	
性別	男性	女性	女性	女性	女性	女性	男性	女性	
所属	教育学部	保育士	保育士	保育士	保育士	教育学部	小学生	小学生	
年齢	20代	20代	20代	20代	20代	20代	9歳	7歳	計
全被験者		1					1	1	3
アンリ登場回のみ鑑賞		1	1	1	1	1			5

5. インタビュー調査の結果

インタビュー調査の結果は表 3 の通りである。まず保育士へのインタビュー調査の結果、3 人の

保育士からは『「なんで男の子やのに女の子の服着てるの」と疑問を持つのではないか』という意見もあり、幼少期の子どもであってもアンリ像に対して違和感を持つのではないかと指摘があった。この違和感について保育士によれば、すでに男の子らしさ、女の子らしさを幼少期の子どもが身につけている可能性があるからとのことであった。また保育士は世代も若く、性の多様性としての表象としてアンリをとらえている。

他方で、子どもへのインタビュー調査の結果からは、子どもはメインキャラクターに対する関心が高い一方で、サブキャラクターへの関心は低く、ほとんど印象に残っていないことがわかった。すなわち、子ども自身がアンリという「性の多様性」の表象をどのようにとらえているのかという点については明らかにならなかった。

表3：調査対象者ごとの調査結果一覧（一部抜粋）

	男さん	男さん	女さん	女さん	女さん	女さん
性別役割分業について	否定	否定	否定	否定	否定	否定
幼少期の子どもから見たアンリの印象について	受け入れ難い。幼少期は好きだが性別ではっきりしているため違和感を感じる。	優しい人。女は好きで男は嫌い。女は好きで男は嫌い。	特に印象はない。	好き。友達感覚で接している。	理解が難しい。友達感覚ではない。友達感覚ではない。	男の子には好かれない。女の子のイメージ。
アンリの服装について（幼少期の子どもが抱く意見／大人の意見）	理解が難しい。上記の「アンリ」の印象についてと関係性がある。	違和感がない。アンリがドレスを着ると違和感を感じる。	受け入れ難い。子どもの保護者として違和感を感じる。	男の子がアンリを好きだと受け入れる。	なぜ男の子がアンリを好きなのか疑問。アンリは男の子のイメージではない。	男の子には好かれない。女の子のイメージ。
ハグブりに登場するキャラクターで最も好きなキャラクターについて	はな。主人公である。	はな。子どもが好きなキャラクター。	はな。作中のイメージカラーが女の子らしくて可愛い。	はな。神秘的なイメージカラーが女の子らしくて可愛い。	はな。主人公である。	はな。女の子のイメージカラーが可愛い。
アンリの印象について	クールな感じ	優しい人				
アンリの服装に関して	おしゃれだと思う、変とは思わない。	アンリだからこそ似合うが、他者が着ていたら違和感を感じる。				
ハグブりに登場するプリキュアの中で最も好きなプリキュア	はな	はな				

6. 結果からの考察

保育士へのインタビュー調査の結果から、幼少期においてすでに子どもにジェンダー意識が形成されている可能性があり、今回の「性の多様性」の表象であるアンリに対して、決して好意的には受け入れられない可能性が示唆された。

他方、子どもにとって最も好まれるキャラクターは、メインキャラクターであり、アンリ像は強く意識はされておらず、子どもがどのような意識を持っているかは明らかにならなかった。もしも「性の多様性」の表象を作中で意識づけたいとするならば、サブキャラクターでは限界があるのではないかということである。

アンリに子どもが注視していなかった要因として、ミードによると、『子供の自我あるいは性に対する意識は父、母、兄弟姉妹、友達などの「意味のある他者」(significant other)の期待や相互関係の中でかたちづくられる。』とされており、性マイノリティとしての他者の存在が身近でなければなかなか一般的な概念としては把握できないと

いうことが考えられる。

なお、子どもとの比較から言えば、保育士自体は、「性の多様性」としてのアンリ像を理解していたと考えられる。

7. 政策的示唆

ジェンダーの概念は3,4歳の小さいころから養われることから、保育所・幼稚園に通う年齢からジェンダーを意識したジェンダーの公的な教育を行う必要がある。また幼少期の子どもにとってジェンダーの概念は他者との関係や他者からの影響によって形成される。保育士へのインタビュー調査の結果からも子供のジェンダー観を養うとき、両親の適切な干渉は必要だと提言していることから、私的な場所でのジェンダー教育も同様に重要となる。

ジェンダー教育が何歳ぐらいから行われるべきかについては議論があるが、欧州諸国ではすでに小学校から実施するのが当たり前になっているが、本来、集団教育に入ってからその年齢に応じたジェンダー教育を実施するのが適切であると考えられる。

そこで、主にメディアにおけるジェンダー教育教材の開発が重要となる。

以上のことから、私たちは、2つの政策を提案する。

1つ目はジェンダーに対する意識や社会の多様性を表現するアニメーションに対しての賞を創設するというものである。メディアの持つ公共性や教育性を利用し、またメディア自身が子どものジェンダーリテラシーを高める存在となるために、行政などがインセンティブを与えることである。

2つ目の政策として、良いアニメ・絵本等のメディアに幼少期の子どもとその保護者あるいは教員等の大人と一緒に触れられる機会をつくることを提案する。幼少期の子どもと大人が一体となってジェンダーに対する意識や社会の多様性について学ぶことができる場をつくりだすことが子どものジェンダーリテラシーを高めることにつながる。

8. 参考文献

(1)『HUGっと！プリキュア』（製作会社：(C) ABC-A（東映アニメーション、公開年：2018年、シリーズディレクター：佐藤順一・座古明史）（2020/10/30 最終閲覧）
http://www.toei-anime.co.jp/tv/hugtto_precure/
(2)堀桃恵：『HUGっと！プリキュア』におけるジェンダー表象、明治学院大学、(2019)
(3)船津衛：H. ミードの世界—ミード研究の最前線、恒星社厚生閣、p.157、(1997)

子ども食堂を通した子どもの居場所づくり

子ども食堂 大東ゼミ

○川原知恵 (Chie Kawahara)・安食志保 (Shiho Anjiki)・熊谷真菜 (Mana Kumagai)・児島大嗣 (Taishi Kojima)・西田彩菜 (Ayana Nishida)・村田幸太郎 (Koutaro Murata)・森田未彩子 (Misako Morita)
(佛教大学社会学部現代社会学科)

キーワード：居場所づくり、こころの貧困、メンバーの固定化

1. はじめに

近年、「子ども食堂」という名前がメディアなどでも取り上げられ一般的に聞かれるようになってきた。子ども食堂とは、地域住民や自治体が主体となり、貧困や孤食の問題を抱えた子どもやその他地域の子どもの保護者までに対して食事を提供する場であるとされている。子どもの支援の一環として取り組まれ、地域の交流拠点としても存在している。こうした子ども食堂は実際にはどのように運営され、どのような課題を抱えているのであろうか。フィールドワーク結果から課題解決の提案を行いたい。

2. 子ども食堂の現状と支援

子ども食堂という取り組みに関しては、2019年の調査では、全国に約3700箇所で行われている。2016年の調査の時点では約300箇所であったことから、この3年間で約10倍増えている。これは子ども食堂が誰でも簡単に始められるという側面を示している。この背景には子どもをめぐる相対的貧困の問題がある。例えば厚生労働省によれば、2018年の子どもの貧困率は13.5%、子どもの約7人に1人が貧困状態にあるという。こうした貧困環境にある子どもたち、そしてその保護者を支援するために作りだされた枠組みが子ども食堂である。そこには地域住民による地域福祉の考え方が根底にある。

こうした貧困家庭支援から始まった子ども食堂であるために、子ども食堂を利用することによって周りの地域住民などから貧困家庭だというレッテルが張られてしまうのではないかというイメージが付いてしまっているのも事実である。

次に運営者にとっては金銭面という部分が大きな課題となっている。子ども食堂を行うための場所の利用料。スタッフなどの人材を確保する際の人件費。食堂で食事を提供する際に最も重要な食材の購入費。他にも、運営する際に必要になってくる様々な費用が存在する。さらに、子供食堂という存在があったとしても、実際に来て欲しい子供達や親にその存在が知られていないという広報面の問題も運営していくうえで大きな問題であると言える。

こうした子ども食堂に対して行政はどのような支援を行っているのであろうか。以下では京都府を例として見ていきたい。

京都府では、生活に様々な課題を抱える家庭の子どもが将来の希望や夢を持つきっかけとなる場となり、食事や交流から居場所へとつなぐため「きょうと子ども食堂」事業として京都府内での子ども食堂の開設及び運営の経済的支援を行っている。

経済的支援の一つである補助事業は募集期間を定めて行っている。対象は、無償または安価で食事の提供などを行う食堂で、毎月1回以上、かつ1回につき2時間以上実施する法人及び任意団体としている。補助金の支援は、次の2種類がある。

1つ目は、150万円を上限とし、実施日数に1万円をかけたもの、または実際に要した経費の3分の2のいずれか低い額としての運営費支援である。2つ目は、上限20万円または実際に要した経費の3分の2のいずれか低い額である開設費支援である。

京都府に見られるように行政は子ども食堂への経済的支援に関する取り組みを積極的に行っている。一方、貧困家庭イメージの改善についてはあまり行われていないようである。

3. フィールドワーク調査から

こうした子ども食堂をめぐる現状と支援について実態の一端を明らかにするために、子ども食堂に対するフィールドワークを2020年9月から行った。ここで取り上げるH子ども食堂は京都市南区にある。2016年に立ち上げられ、小学生をメインに子どもの居場所づくりを目指して運営されている。

H子ども食堂の代表者に話を伺ったところ、H子ども食堂は、「子どもの居場所作り」を第一目的としているため、貧困に対して直接アプローチしているわけではないことである。子どもたちが子ども食堂を通して居場所を見つけ一人での時間が多くなってしまうことによって生まれる寂しい、悲しいという感情、いわゆる「こころの貧困」から子どもたちを守ることが、子ども食堂の意義だと考えている。

先に記述したように、子ども食堂には経済的貧

困家庭支援のイメージが付いているが、H 子ども食堂の代表者が語るように、実際は経済的貧困とともに「こころの貧困」も重要な問題である。ボランティアに実際参加してみると、H 子ども食堂はかなり地域に浸透していると感じる。H 子ども食堂を楽しみにして毎週来る子どもたちや親子で来る人たちもいる。「こころの貧困」対策としてH 子ども食堂は十分に機能していると感じられた。

しかし、ボランティアを行う中で、未だに「子ども食堂＝貧困家庭」というイメージが拭いきれていないと思われる場面にも遭遇した。私たちが小学校の校門前でH 子ども食堂のチラシ配りをしていた際、「こういうのはうちには関係ないってお父さんに言われた」と呟かれ、チラシを受け取らない子どもがいた。保護者が子ども食堂に対して貧困の子どもたちが通うイメージを持っていることで、周りから貧困家庭と思われたくないという保護者が子ども食堂に子どもが行くことを躊躇することが起こっているようである。「子ども食堂＝貧困家庭」とイメージは、貧困家庭が必要な支援を受けられないだけではなく、子どもたちにも「子ども食堂＝貧困家庭」とイメージを刷り込むことで、子どもたち同士の分断を招いている恐れがある。

一方、金銭面については、H 子ども食堂では行政からの助成金があり、開催場所は地域が無償で提供し、食材費も助成金で足りているという。ただ、スタッフの person 費については助成金からの支給ができないため、子ども食堂の運営はボランティアに頼る形となっている。

さらに、新たな問題として、新しい子どもたちや親子が来るのが難しいとも語っている。子ども食堂に来る子どもたちはほぼ固定化されている。子ども食堂を知るきっかけは子どもの口コミや、SNS があるが、特に子どもの口コミが有力であり、友達に誘われて来た子どももいる。こうした口コミで集まる子どもたちによるアットホームな雰囲気はH 子ども食堂の魅力となっているが、新しい子どもが訪れるには少し行きづらさを感じられる。

4. 提案

先行研究と調査結果を踏まえ、子ども食堂の運営に関して提案を行いたい。

第一に、「子ども食堂＝貧困家庭」とイメージの払拭である。子ども食堂の運営は地域の社会福祉団体、自治体や大学生ボランティアなどを中心に行われており、地域内の保護者の協力が僅かな場合が多い。このことが子ども食堂は経済的貧困だけではなく「こころの貧困」にも対応しているという理解を妨げているのではなかろうか。加えて、2010 年代頃より子ども食堂がマスメディアで多く報じられた際、子ども食堂＝貧困層の子ども達

が集まる場所といった一種のスティグマを含んだマイナスのイメージが先行している部分が見られた。こうした実際に子ども食堂を体験していない人々を減少することが、子ども食堂に対する理解を進めることになるを考える。つまり、地域内での連携を密に取り保護者や地域の大人たちに子ども食堂を知ってもらうこと、地域と連携することが必要である。具体的には、子ども食堂を知ってもらうために回覧板を利用し、親世代に幅広く広報する等が考えられる。

また学校において「子ども食堂＝貧困家庭」を払拭する教育を行うことも効果的である。例えば、学校の道徳の教材で「こころの貧困」を扱うことによって、子どもたちが感じている寂しい悲しいといった気持ちに寄り添い、子ども食堂などのこころの拠り所となる場所を見つけるための導入を促すことができると考えられる。

金銭面では、子ども食堂の person 費は助成金で賄うことができず、ボランティアでの参加が余儀なくされている。子ども食堂を利用している世帯の親は共働きの場合が多い。政府が子ども食堂の person 費を支給、もしくは仕事化することによって、勤務地自体が子ども食堂になり、共働き世帯の子どもたちの孤食解決にもつながると考えられる。

子ども食堂来場者の固定化については、H 子ども食堂では、Facebook やホームページで子どもの居場所づくりとしてイベントなどの情報を発信している。しかし、実際に子ども食堂に足を運んでいるメンバーが固定化されているため、情報があまり行き届いていないのが現状である。子ども食堂に参加している子どもの大半は地域の学区内にいることが多いので、学童保育のように各家庭や地域社会がお互いに協力し合える環境づくりが必要になってくると考えられる。

参考文献

厚生労働省, 2020, 「2019 年度国民生活基礎調査」
(2020 年 10 月 15 日閲覧)
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa19/dl/03.pdf>

京都府, 2020, 「きょうとこどもの城づくり事業（きょうと子ども食堂）開設・運営支援事業の令和 2 年度募集について」(2020 年 10 月 18 日閲覧)
<http://www.pref.kyoto.jp/kateishien/news/kodomosyokudou/r2bosyuu/r2boshu.html>

貧困家庭の児童への低栄養対策

- すこやか宅食「TSUNAGU」の導入 -

同志社大学政策学部風間ゼミナール フードパントリー班

○片山 慎太郎 (Shintaro Katayama)・稲垣 諒哉 (Ryoya Inagaki)

植村 菜由 (Mayu Uemura)・金川 彩楓 (Ayaka Kanagawa)

佐々木 優 (Yuu Sasaki)・中村 美月 (Mizuki Nakamura)

(同志社大学政策学部政策学科)

キーワード：子どもの貧困、宅食、民生委員・児童委員

1. 【問題意識】

現在、日本の子どもの7人に1人が相対的貧困家庭に属する。厚生労働省によると、子どもの相対的貧困率（17歳以下）は13.5%で、2015年の13.9%からほとんど改善していない。また、貧困世帯の子どもの食事の栄養は偏る傾向にある。農林水産省によると貧困世帯の子どもが、インスタント麺を週に一回以上食べると答えた割合は一般世帯の2.7倍、さらに野菜を食べる頻度が低いと答えた割合は2.0倍であった。

子どもの食事支援として代表的な「子ども食堂」は、貧困の子どもたちへの食事支援や居場所作りを行っている。しかし、アウトリーチ型支援の「子ども宅食」（後述する）の2019年度報告書によると、子ども宅食利用者の中には、周囲に支援を受けていることを知られたくないため、子ども食堂を利用しない世帯が全体の半数以上存在する。また、包括的アプローチであるが故に、本当に支援を必要とする家庭だけに支援を行うことは困難である。このように、子ども食堂だけでは救いきれない子どもたちが存在すると想定される。

そこで、私たちは栄養のあるご飯を、必要としている子どもたちに届けることを目指し、現在行われている子どもの貧困に対する支援活動や、宅食サービスについて研究を行った。

2. 【現状分析】

今回私たちは、「子ども宅食」、「ふれあい給食サービス」にヒアリングを行った。

子ども宅食とは、生活保護や就学支援の受給世帯を対象に、2ヶ月に一度、無償で日用品や食品を届けるサービスである。子ども宅食は自宅まで直接届けるため、貧困であることを周囲に気付かれる心配がなく、必要な家庭にのみ支援する選別的アプローチが可能である。私たちは10月18日に「京都子ども宅食プロジェクト」でフィールド

ワークを行った。実際に参加し、このプロジェクトは支援物資の量やボランティアの人数、資金の面でも充実していると分かった。一方で、この活動の本質的な目的は、支援物資を届ける際に家庭が抱える課題等を発見することであり、レトルト食品が中心に配布されているため、栄養面はあまり配慮されていないことも分かった。

次に、「ふれあい給食サービス」について、10月23日に京田辺市の社会福祉協議会にヒアリングを行った。対象は、主に70歳以上の高齢者世帯等で、本人からの申請と民生委員・児童委員

（以下、民生委員という）からの現状報告書の提出で受給が決定する。このサービスの利用料は無料である。弁当は総勢35名のボランティアグループ「あじさい」が調理しており、週替わりで組まれる5～6人のボランティアで1回あたり約40世帯分の弁当が作られている。その弁当は民生委員によって各家庭に届けられ、その際に高齢者の健康状態の確認等を行う。宅配を担っている民生委員は、厚生労働省から任命された特別公務員である。現在京都市では、2,728名が委嘱されており、地域の見守り等を行っている。彼らには守秘義務があり、地域の住民の個人情報は固く守られている。

3. 【政策提言】

以上の現状調査を踏まえ、私たちは、相対的貧困家庭の児童に栄養のある食事を届ける「すこやか宅食『TSUNAGU』」の導入を提案する。

具体的なフローは次のとおりである。

①小学校の担任教諭から得た児童の様子と、保健教諭から得た健康診断の記録をもとに、半年に1度支援が必要と思われる児童を保健教諭が民生委員に報告する。これらの情報と民生委員が持つ市の公的支援受給の有無や世帯収入等の情報を勘案し、宅食が必要と考えられる世帯に民生委員が訪

問する。宅食が必要であると判断した場合は、宅食サービスを提案する。そして、宅食を希望した世帯からの自己申請と民生委員が作成した対象世帯の現状報告書によって受給を決定する。

②中学校区単位で調理ボランティアを募り、集まった人員で弁当を作る。弁当は栄養士が献立を考案し、各学区にレシピを配布する。食材は、月に一度中学校区単位で地域住民から寄付を募る。また、社会福祉協議会が京都府から委託を受け、運営されている「きょうとフードセンター」を通じて得た食材も併せて使用する。10月29日にヒアリングを行ったところ、このセンターは子どもの支援を目的とした団体に食材の提供を行っているため、私たちの政策にも適応可能であると分かった。寄付で賄い切れない食材や調理場所等は、社会福祉協議会が市の援助を受けて用意する。

③民生委員が担当地域の受給世帯へ週に一度訪問し、個別に弁当を届ける。その際、家庭内問題の有無を確認する。受給対象は小学生に限定する。

④家庭の問題を発見した際、専門性が必要な場合は公的機関につなぐ。問題が深刻でない場合は民生委員が見守りを続ける。

以上が提案する政策のフローである。

京都市の小学生は約64,930人であり、市の相対的貧困率から相対的貧困とされる児童は約8,116人と割り出される。このことから、65の各中学校区に平均して約124人の対象児童がいると考えられる。しかし、伏見区での子ども宅食において、400世帯に案内を送付したうち、利用したのは約3割の135世帯であった。このデータから、当政策では各学区に平均約40人の小学生が支援を受給すると考えられる。ふれあい給食サービスの現状を考慮しても、各中学校区に5～6人のボランティアがいれば十分に対応することができ、ボランティアを募ることは現実的である。以上のことから、対象児童は小学生であるが、調理ボランティアは中学校区ごとに一括して募ることで、216の小学校区で募るよりも調理場所の確保や食材収集がより効率的になる。また、ふれあい給食サービスの費用は、40世帯分を作る場合1回あたり約2万円であるため、当政策で弁当を作る際に各学区でかかる費用も1回あたり最大約2万円になると考えられる。

加えて、3ヶ月に1度、地域の小学生や住民、ボランティアが食材を持ち寄り調理するイベント

を開催する。開催するメリットとして、政策の認知度向上による、地域住民からの寄付の活発化が挙げられる。さらに、共に食事を楽しむことで交流の場生まれ、地域コミュニティの構築やボランティアのやりがいにつながる期待される。

〈「モデル地区」の導入〉

この政策を実現するための誘導策として、モデル地区の導入を提案する。中学校区単位でボランティアを募り、人員が確保できた地区をモデル地区の対象とする。市は、HPや新聞等を使用してボランティアを募集する。

4. 【展望】

私たちの政策は、実際に多くの地域で行われている高齢者配食サービスを適用しているため、政策の実現可能性が高い。児童に栄養のある弁当を届けることで、貧困世帯の子どもの健康状態の改善につながる。同時に見守りも行うことで、家庭内のその他の問題発見にもつながり、深刻な問題に発展する前に子どもたちに救いの手を差し伸べることも期待できる。さらに、モデル地区での取り組みが京都市に広がれば、京都市全体で栄養状況の改善が見込めるだろう。

5. 【参考文献】

①厚生労働省（2019）「国民生活基礎調査の概況」

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa19/dl/03.pdf>（最終閲覧日 2020/10/30）

②京都市情報館「民生児童委員」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000114793.html>（最終閲覧日 2020年10月27日）

③社会福祉法人 あだち福祉会 京都子ども宅食プロジェクト事務局（2019）「京都こども宅食プロジェクト2019年度報告書」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/cmsfiles/contents/0000273/273183/02shiryo.pdf>（最終閲覧日 2020/10/29）

④厚生労働省 社会・援護局 生活保護受給者の健康管理に関する研究会 村山伸子（2014）「社会経済的要因と健康・食生活」

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokuyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000064273.pdf>（最終閲覧日 2020/10/29）

⑤日本経済新聞（2020）「子どもの貧困率13.5% 7人に1人、改善せず」

<https://r.nikkei.com/article/DGXMZ061680420X10C20A7CR8000?s=6>（最終閲覧日 2020/10/29）

京都ソリデールの事業拡大

ーひとり親世帯の貧困解決に向けてー

京都産業大学八塩ゼミ 京都ソリデールチーム

○中野真子 (NAKANO MAKO) 柄川夏葉 (EGAWA NATSUHA) 田村莉帆 (TMURA RIHO)

山口永吉 (YAMAGUCHI EIKICHI) 桶師崇平 (OKESHI SHUHEI)

馬渡菜々子 (MAWATARI NANAKO) 村島健仁 (MURASHIMA KENTO)

(京都産業大学経済学部経済学科)

キーワード：京都ソリデール、ひとり親世帯、PR

1-1 はじめに

私たちのチームは京都ソリデール事業拡大及びひとり親世帯の貧困の解決につながる改革案についてまとめた。京都ソリデールとはお年寄りの住居の空き部屋を大学の下宿生に対して安く提供するためのマッチング事業であり、京都府が実施しているものである。この事業は空き家問題の解決やお年寄りの見守りにもつながり、大学生の経済的支援として有効的な手段である。私たちはこのシステムを活用し、現在深刻であるひとり親世帯の住居問題及び、経済的支援に拡張することを考えた。この案は京都ソリデール従来のメリットに加え、日中働くひとり親に代わって、お年寄りに子供の見守りをやってもらう点においても有効である。さらに、京都ソリデール事業のPR活動改革案も提案する。少子高齢化が進む社会の中で高齢者世帯と若い世帯が助け合えるようなシステム作りに貢献できる内容をまとめた。

1-2 概要

京都ソリデールとは京都府地域創生戦略に基づく新しい住宅施策として、高齢者宅の空き室に低廉な負担で若者が同居・交流する次世代下宿事業である。2016年から高齢者と大学生のマッチングが開始された。2020年3月末の時点で事業による同居大学生の実績は計36名となった。下宿との違いは同居までに面談や交流会が行われ、同居後も事業者によるフォローがある。令和二年度予算が委託費等で430万円となっている。

2 現状分析

現在、京都府が事業を委託するマッチング事業者は6社存在しており、対象地域は京都市を中心として事業者によって異なっている。2018年の実績ではソリデール事業への希望高齢者世帯32世帯に対して希望大学生は31人であった。そのうち、実際にマッチングがなされたのは21組だった。事業者による若者とお年寄りの交流会や、マッチング業者別相談会などが定期的に行われているが、実際にお試し同居などを通じることでお互いの希望が合わず同居に至らないこともあり、

需要に対して部屋を提供する側の供給が十分ではない部分もあると思われる。また、貧困世帯に向けた福祉型もある。京都府では、経済的に厳しいひとり親家庭や生活困窮世帯の大学等に進学する意志のある子供が、進学を諦めてしまうことのないよう、「京都ソリデール」事業を積極的に活用し、下宿に入居する場合する場合の家賃（月額賃貸料）の一部を助成（減額）している。

3 ひとり親世帯の現状

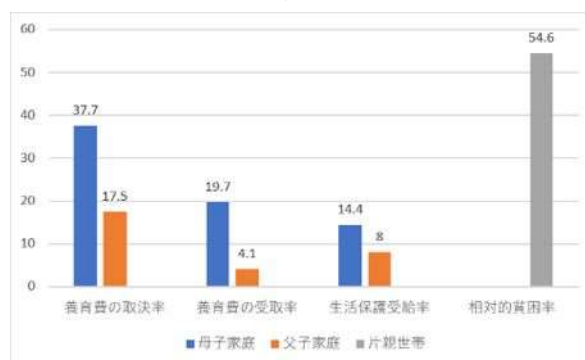


図1：ひとり親世帯の現状

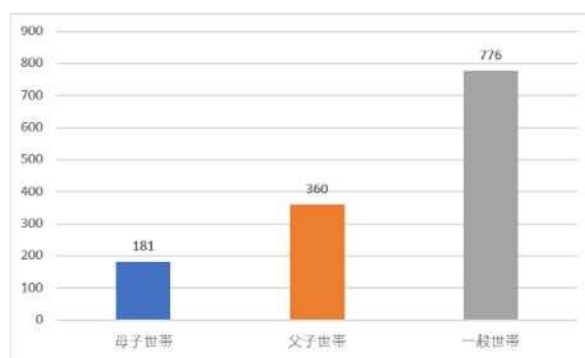


図2：平均年間就労収入（万）

次に、ひとり親世帯の経済状況について述べる。2015年厚生労働省資料によると全国の母子世帯数は123万世帯、父子世帯数は22万世帯である。図で示したように、平均年間就労収入が母子世帯

は181万円、父子世帯が360万円であり、一般世帯に比べて非常に低い。持ち家率が母子家庭は29.8%。父子世帯が66.8%である。また、養育費を受け取れない母子世帯も20%近くに及ぶ。その結果、ひとり親世帯の相対的貧困率は54.6%となっており、ひとり親世帯の貧困は深刻である。

ひとり親世帯向けのシェアハウスなども展開されているが保育園近くの住居でない子育ての上で住みにくいため、そこに住める世帯は限定されてしまうという問題もある。

4 政策提言

以上より、ひとり親世帯に向けた京都ソリデールの対象拡大と住居の供給不足解決のための新たなPR活動という2つの改革案を提案する。

4-1 対象拡大

京都ソリデール事業をひとり親世帯にも拡大し地域内で住居を提供し合うことでひとり親世帯の住居問題解決を図る。また、日中子供の見守りを必要とするひとり親世帯も多く存在するため、この案は子供の見守りも兼ね、安くて質の高い部屋を提供することで、経済的にも生活環境の面でも支援が期待できる。また、家賃の安い部屋を借りている期間を確保することで教育費や生活費の貯蓄などに活用されることも期待できる。現在の大学生とお年寄りの交流に若い子育て世帯や子供を加えることで、さらなる地域住民同士の交流や空き家問題の解決につながるのではないだろうか。

4-2 お年寄りへのPR

事業の対象を拡大するにあたり、お年寄りからの住居の提供をさらに確保するために京都ソリデール事業のPRイベントを新たに提案する。現在も相談会などは定期的に行われているが認知度はまだまだ低く相談だけでは分からないことが多い。そのため、実際に足を運んで京都ソリデールを体験できるようなモデルルームイベントを提案する。現在もお試し同居は行われているが、もっと気軽に体験できるような機会を設けることが家を借りる側にも貸す側にも有効であると考えた。事業に参加したことがある家や参加する意思のある家は、このイベントに参加し、家を提供したいと思っている人、部屋を借りたいと思っている人双方へのPRが期待できる。家を貸そうと考えているお年寄りの後押しにもつながる。イベント実施期間は春

と秋の年2回程度を想定しており、1日に数時間程度提供する家を開放し、実際に部屋を見たり相談会を同時に実施したりする。マッチング業者を通して希望者は予約を行う。京都ソリデール事業及びPRイベントの広報活動としてはホームページによる宣伝と、京都市バスや地下鉄などの公共交通機関でのポスター広告も同時に行う。

5 流れ

現在行われている学生向けの事業に加えて、ひとり親世帯への部屋の提供を始める。一緒に暮らす子供の対象年齢は3歳程度からを想定しており、子供の人数や細かいルール決めなどは双方の話し合いと合意のもと決定する。また、契約期間は現在の学生向けの事業は1年となっているが、ひとり親世帯向けのものは子供が学校に通う期間を考慮して実際に住む期間は最大3年程度でその期間内で相談して決める。また、PRイベントを新たに行うことで供給を確保するとともに、生活困窮世帯の選択肢のひとつとしてこの事業を活用する機会を確保する。しかし、対象をひとり親世帯へ拡大することで新たな課題が考えられる。子供も共同生活の対象に入ることでお年寄りの負担増加や責任の所在明確化が一層重要になる。この面でも、慎重にマッチングを行う必要がある。

6 展望

京都ソリデール事業を学生だけでなくひとり親世帯などに対象を拡大することで、高齢者世帯の空き家、ひとり親世帯の貧困などの社会問題解決の糸口になると考える。また、供給不足への対応としてPR活動を積極的に行い、知名度を上げる必要があると考える。

私たちが提言する改革案によって、京都ソリデール事業が全国的に広がるきっかけとなり、大学生やひとり親世帯の経済的支援の選択肢のひとつとして活用されていくことを期待する。

参考文献

次世代下宿「京都ソリデール」事業視察まとめ

<https://dev.yasutakeyohei.com/wp-content/uploads/2019/07/20190704-kyoto-solidaire-inspection-summary.pdf>

厚生労働省/ひとり親世帯の現状について

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000083324.pdf>

京都府ホームページ

<http://202.34.14.131/kateishien/kyotosorideruhukushigata.html>

IoT を用いた潜在的いじめの明確化

－潜在的いじめ発見へのあしがかり－

同志社大学真山ゼミチーム 3

○植村康平(Uemura Kohei)・川邊裕大(Kawanabe Yudai)・木村颯太(Kimura Sota)・澤田真央(Sawada Mao)・藤原志保(Fujiwara Shiho)・松尾有紗(Matsuo Arisa)・由良恭子(Yura Kyoko)

(同志社大学政策学部政策学科)

キーワード：教育、いじめ、IoT

1. 目的

(1) 問題意識

今日、新型コロナウイルス感染症拡大により、医療従事者の子どもや、感染者に対してのいじめが発生している。文部科学省によると、感染者へのいじめや学校への誹謗中傷が起きている(朝日新聞 2020 年 8 月 25 日)。コロナ禍によって、いじめ問題は複雑かつ深刻になっているため、社会全体で対応していく必要がある。そこで、こどものいじめに関する研究を行った。

(2) 現状分析

近年いじめの件数が爆発的に増えているが、「いじめ」に対する定義づけが年々変容している事も一因になっている。1986 年時点では「自分より弱い者に対し、身体心理的攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」であり、かつ「学校としてその事実を認めているもの」を「いじめ」としていたが、2013 年には「心理的又は物理的な影響を与える行為であり、対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じるもの」と変更され、いじめの定義の範囲が広義になった(竹田 2020)。

他方で、いじめ行為を完全に発見することは不可能とされている(URL2)。つまり、現状では、いじめを正確に把握することは難しく、そもそも認知されていないケースもある。

(3) 課題

いじめが長期に渡れば、子どもの心の発達に極めて重大な影響を及ぼし、いじめられた体験の影響は、簡単に消失するものではなく、成人した後までも継続的な影響を及ぼすことが報告されている(亀田, 会沢, 藤枝 2017)。しかし、文部科学省や教育委員会によって、いじめの認知件数は公表されているものの、いじめの発生した明確な状況や時間、対象が明確に把握できていない。そこで、いじめ問題を解決する前提

として、いじめについて可能な限り詳細な情報を得られるような仕組みを作るべきであると考ええる。

2. 解決方法

(1) 政策提言

我々は、この課題を実現するために、IoT 技術を用い、心身の状態を把握することでいじめを正確に発見する手法の導入を提案する。

(2) 具体的手法

本論では、総務省「IoT 活用にてこども園における成長への切れ目のない支援事業」として大阪府八尾市で実施された「スマートキッズ City “YAOSCO” ー成長への切れ目のない支援事業」(URL1)を参考にする。この事業では、子どもにスマート測定器を装着し、測定器から健康データ(身長、体重、体温)と、バイタルデータ(位置情報、脈拍、心拍、血圧、歩数、ストレス度)を検知する。その中で、脈拍、血圧、心拍のデータを抽出し、AI と専門家が分析することで、いじめ、発達障害やDV 等の兆候を捉えることを目指す取り組みであった(URL1)。

そこで、私たちはこの総務省の事業をヒントにいじめの早期発見に IoT やデジタルデバイスを活用することで、いじめの兆候を発見することに繋がるのではないかと考えた。

(3) 負の側面

ここで、この政策の問題は大きく分けて 2 つあると考える。まず、第一に子どもの立場での問題である。八尾市で行われた事業では、未就学児のみを対象に試験的に導入したものであるため、リーダー的な子どもが受け入れると、周りの子どもたちも追従したという。しかし、子供間コミュニティにおいてリーダーシップを持つ子どもが受け入れない場合、同一コミュニティに所属する子ども全員が受け入れてくれない

可能性もある。しかも、就学児に導入した時に未就学児のように、快く受け入れてくれるとは限らない。いかに受け入れてもらえるようなデザインや説明をするかが課題になる。

子どもたち自身にはまだ個人情報やプライバシー保護という意識がないかもしれないので、「おもしろい」、「格好悪い」あるいは「じゃま」ということでの判断になる可能性がある。しかし、個人の心身のデータを採ることは、プライバシーに大きく踏み込んでいることになる。したがって、強制やごまかしによる装着を進めてはならない。

いじめという深刻な人権問題を解決するためとはいえ、そのための手法が人権侵害をしてしまっては本末転倒になる。

第二に、データ管理に関する問題である。子どもの個人情報の管理に関しては、母子健康手帳データ化推進協議会へのヒアリング調査（2020/10/9 実施）によると、保護者の一番の懸念点であることがわかった。この事業で個人情報を管理しているのは、市役所、管理委託している協議会、子ども園の3つの機関である。また、保護者が子どものデータを確認するためには、カードが必要であり、そのカードは、ワンタイムパスワードと同じ仕組みを採用している。だが、個人情報が必ずしも漏れないわけではない。よって、安易にこの政策を導入すると、新しい別の問題が発生する可能性がある。

データ管理については、漏洩だけでなく、情報の目的外利用のリスクもある。本稿では、いじめの発見という目的で提案しているが、心身のデータは他にも利用可能である。誰がどのような目的で利用するのかを明示し、あらかじめ関係者の同意をとっておくとともに、蓄積されたデータについては、個人情報保護の観点から、本人や保護者のアクセス権・コントロール権を明確にしておく必要がある。

3. まとめにかえて

子どもたちの間で起こるいじめを、学校の教師をはじめ大人たちが完全に把握するのは難しい。しかし、気付かなかったということでは許される問題ではない。大人たちとしては、そもそもいじめが起こらない環境を作ることが一番の課題であるが、その理想的な状態を生み出すのはそう簡単ではない。そのため、並行して現在のいじめを早期に発見し、それへの対応を進めることも必要である。

本稿では、政府を挙げてデジタル化を進めようとしている現状に鑑み、いじめの発見のためにIoTを活用することをあえて提案した。しかし、IoTなどの新たな手法には留意すべき問題点もあることを強調している。前例や常識に捕らわれることなく、積極敵に新しい試みを採用することが重要であるが、デメリットやリスクについても慎重かつ真摯に検証し、関係者が議論することが重要である。

<参考文献>

1. 亀田秀子, 会沢信彦, 藤枝静暁 (2017) 「わが国のいじめの長期的影響に関する研究動向と展望—1980 年から 2016 年までの学術論文・大学紀要論文における研究の動向と課題—」『教育学部紀要』第 51 集、333-347 ページ
2. 竹田敏彦 (2020) 「いじめを無くすためにはどうすればよいのか—傍観者を仲裁者に変える—」『安田女子大学紀要』48 号、147-158 ページ

<参考 URL>

1. 総務省「スマートキッズ City Yaocco-成長への切れ目のない支援事業【医療・福祉・教育】」
<https://www.soumu.go.jp/midika-iot/admin/wp-content/uploads/2017/03/midika-iot-h28-seika-8.pdf>
2. 文部科学省国立教育政策研究所「いじめの『認知件数』」
<https://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf11.pdf>
3. 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」
<https://www.mext.go.jp/kaigisiryō/content/000021332.pdf>

<参考新聞記事>

「『感染者責めないで』文科相、いじめや誹謗中傷に声明」朝日新聞 2020 年 8 月 25 日

地方における若者のためのサードプレイスの必要性

- 兵庫県朝来市での実践事例を踏まえて -

福知山公立大学 地域経営・杉岡ゼミ

○西田光輝 (NISHIDA Koki)・青木英里奈 (AOKI Erina)・水田嶺央 (MIZUTA Reo)・
飯井誠道 (OMOI Seito)・山本祐輔 (YAMAMOTO Yusuke)

(福知山公立大学地域経営学部地域経営学科)

キーワード：サードプレイス、居場所づくり、中高生

1. はじめに

サードプレイスとは、アメリカの都市社会学者であるレイ・オルデンバーグが1989年に提唱した言葉であり、あらゆる人を受け入れる「とびきり心地の良い場所」を指している。「第一の場所」を家、「第二の場所」を学校とした場合、そのいずれでもない場所ということになる。その場所にいるのは家族でもなくクラスメイトでもない地域の住民であり、世代や価値観を超えた様々な人たちである。サードプレイスは交流型やマイプレイス型など多様なタイプがあるが、何かをやらなければならないといった目的や決まったルールはない。子供達が学校や家庭では全く体験できないことを挑戦したり「やってみたい」と思ったことが実現できたりするような場所である。近年、若者の自己肯定感や積極性の欠如が目立ちコロナウイルスで他者との交流が少なくなっている中でこのような経験を蓄積したり、あらゆる人とつながりを生み出したりできる場として改めて注目されている。しかし、サードプレイスの事例の多くは都市の事例が多く、地方の事例や若者を対象とした事例が少ない。そこで本稿では地方における若者のための新しいサードプレイスのあり方を検討する。

2. 先行研究

Google Scholar で「サードプレイス」と検索すると、約488件の文献がヒットした。筆者らの研究対象としているサードプレイスは地方における中高生の集いの場の先行研究としており、その観点からは、小林重人・山田広明(2014)がある。この研究では、マイプレイス志向の若年者を地域社会へとつなげるため、交流型とマイプレイス型の両方を併設したサードプレイスの創出モデルが提案されている。また、そのモデルに基づいて非常設型カフェを開設し、来場者にアンケートした結果から、10-30代の若年者の来場者の目的は、「同伴者との交流20人(54.1%)」が最も多く、次いで「自分の時間を過ごす15人(40.5%)」が多く、最後に「他の来場者と過ごす2人(5.4%)」となった。このことから、交流型よりもマイプレイス型の1人で過ごしたい人が多いことがわかる。本研究の結論としては、このカフェで知らない人

と交流した人は1名であり、目標であった「若年者が地域社会へ関心を高める場」にできたとは言えないということであった。若年者を確保するならば、「自分の過ごせる場所を作ること、人間関係が完全固定されていない開かれた場所を創出すること、地域の資源や良さに触れるきっかけを作ること(同上、p.11)」が有効ということであろう。

3. 中高生のサードプレイスにおける先行事例

地方における若者のためのサードプレイスの先行事例の1つに、子ども食堂がある。子ども食堂とは、「地域の大人が子どもに無料や安価で食事を提供する、民間初の取り組み」で「貧困家庭の子どもが安心して過ごせる場所」として始まった。農林水産省(2018)によると、運営形態として、地域コミュニティに密着した団体やボランティアな活動を行う任意団体の運営が多い。子ども食堂が重視していることは、「多様な子供たちの地域での居場所づくり(78.8%)」であり、子どもの居場所づくりについて重きを置いていることが分かる。内閣府沖縄振興局(2018)によれば、「この居場所に来てよかったと思うか」の質問に、居場所を利用する子の67.1%が、「そう思う」と答え、「どちらかといえばそう思う」の17.8%を合わせ9割弱が肯定的であり、保護者の答えも9割以上が肯定的であった。なかでも肯定的な回答内容は、「居場所に来てから友達が出来た」というのが83.4%で最も多く注目に値する。このことから、子ども食堂は交流型のサードプレイスであり、友人同士や大人とのつながりを作り、生活や学習面で良い影響を与えていると言える。

4. 実践事例

兵庫県朝来市では、近隣の中高生を対象に、新たに中高生の主体性を育む場所として、2018年10月からサードプレイスを運営している(生野地域、山東地域の2地域)。筆者らも立ち上げ当初から参与観察し、また運営のお手伝いをしてきた。ここでの過ごし方は、おしゃべりをする、勉強する、本を読む等使い方は、人それぞれである。利用する中高生たちが、それぞれにとって、居心地がよく安心でき、自分らしくいられる場所づくりを目

指している。とはいえ、参加者が少ない、固定化されているという課題があり、そこで、筆者らは山東地域のサードプレイスを対象に市民の方、10代～60代以上の25人を対象に、サードプレイスについてどのように考えているのかについてのアンケート調査を行った(2020年10月10日実施)。

まず、「サードプレイスを知っているか」という問いに対して、「知っている14人(56%)」と半数が知っており、「聞いたことはあるが内容は知らない8人(32%)」と合わせると、22人(88%)が聞いたことはあるということが分かる。すなわち認知度は高い。次に、「中高生の頃にサードプレイスはあったか」という問いに対して、「はい12人(48%)」、「いいえ13人(52%)」と若干「いいえ」が上回った。具体的にカフェ、交流プラザ、ゴルフ場、文化会館、地域のサッカークラブとのことであった。続いて「現在サードプレイスと呼べる場所があるか」という問いに対して、「はい19人(76%)」、「いいえ6人(24%)」と8割弱もの人に何かしらのサードプレイスがあることが分かる。具体的には、居酒屋、カフェ、図書館、ジム、まちづくり団体とのことであった。このことから、朝来市民の多くの人には、サードプレイスを認知し、また過去から現在まで活用し、生活に密着している可能性が高い。

5. 政策提案

それでは、これまでの先行事例、実践事例を踏まえ、最後に今後の地方における若者のためのサードプレイスのあり方について3点提言を行う。

1点目は、公共性が高い交流型サードプレイスとして図書館を活用するという提案である。地方にも数多く存在する施設として図書館がある。元来、図書館は、本を読んだり、貸し借りしたりする場所である。しかし、最近はカフェを併設する図書館も多く、若者専用のゾーンを創設する図書館もある。都市ではカフェなどが気軽に話し合える場所があるが、地方は喫茶店など常連の高齢者が集う場所はあるものの、分煙ができていないなど若者は寄り付きにくい雰囲気がある。よってどの地方にも存在し、公益性が高い、図書館を地方における若者が集うサードプレイスとして活用することを提案する。

2点目の提案は、若者を主たるターゲットにしつつも、サードプレイスの本義である多世代の多様な交流を生むための提案である。例えば、朝来市で言えば、「やなせ未来会議」という多世代の住民が交流するワークショップの機会がある。こうした事業とサードプレイスを組み合わせではどうか。実践事例にも記載しているアンケート調査の結果から、「サードプレイスを知っているか」という問いに対して、「知っている14人(56%)」と半数が知っていることもこの追い風となろう。

3点目は、デジタルの導入である。現在は、コロナ禍にありオフラインでの交流の機会が減少傾向にある。一方、この1年で急速に進んだ講義や会議のオンライン化で、多くの人がデジタルに慣れつつある。仮にリアルなサードプレイスに物理的・経済的・心理的理由で参加できなくても、オンラインでの参加が可能となれば、分母はより広がるだろう。ただし、若者を対象にするならば、オンラインのための通信環境や通信にかかるコストの整備が不可欠である。

いずれにしても、今後の地域づくりの鍵は地域の人材である。その担い手発掘・育成のためにも地方の若者の自己肯定感の向上やシビックプライドの涵養、ひいては将来のUIターンのためにも政策は今後ますます重要になるであろう。地方における若者のためのサードプレイスはその一つの有効なツールとなると思われる。

参考文献

- (1) 小林重人・山田広明(2014)「マイプレイス志向と交流志向が共存するサードプレイス形成モデルの研究：石川県能美市の非常設型「ひよっこりカフェ」を事例として」、『地域活性研究』, 5, 3-12頁.
- (2) 桜井政成：コミュニティの幸福論 助け合うことの社会学、132-142頁、明石書店(2020).
- (3) 内閣府沖縄振興局「沖縄子供の貧困緊急対策事業」調査報告書2018年
- (4) 農林水産省「子供食堂と地域が連携して進める食育活動事例集～地域との連携で食育の環が広がっています～」(2018).
- (5) レイ・オルデンバーグ、忠平美幸訳、マイク・モラスキー解説：サードプレイス コミュニティの核になる「とびきり居心地よい場所」、5-63頁、みすず書房(2016).

参考URL

- (1) 朝来市 ASAGOiNG 「中高生のための学びのサードプレイスを開設中！」 <<https://www.city.asago.hyogo.jp/cp/0000008037.html>>最終閲覧日2020年10月16日

E B P Mにおけるデータ活用の落とし穴

ー学校教育を例にー

真山ゼミ 4 班

大坪真悠 (Mayu Otsubo) ・ ○加藤蒼生 (Aoi Kato) ・ 下川遥香 (Haruka Shimokawa)
間野朱音 (Akane Mano) ・ 三宅隆雅 (Ryuga Miyake) ・ 米沢玲来 (Tamana Yonezawa)
(同志社大学政策学部政策学科)

キーワード：学校教育、E B P M、定性評価

1. 研究の背景・目的

EBPMとは、Evidence Based Policy Makingの略称で、エビデンス(=根拠)に基づく政策形成を意味する。英国の医療に端を発するEBPMは、日本国内においても、近年急速に議論が進んでいる。2018年には内閣府にEBPM推進チームが設置され、経済財政運営と改革の基本方針2019にもEBPMの推進が示されている。

一方で、EBPMがどの政策領域においても必ずしも有効であるとは限らない。そこで、本稿では、数値化や定型化が難しい学校教育においては、EBPMを導入することが困難であることと、併せてどうすれば真価を発揮できるのかを整理することを目的とする。

2. わが国におけるE B P Mの現状

現在は主に中央政府が中心となってEBPMを推進しているが、先進的な地方自治体でもEBPMの導入が見られる。

群馬県前橋市では東京大学、帝国データバンク、三菱総合研究所と連携協定を締結し、データを活用した「超スマート自治体」を目指す協議会を設けている(高崎・能瀬 2019)。また、神奈川県葉山町ではゴミ問題に対してランダム化比較実験を用いて問題の原因を特定するなど効果を上げている(URL1)。

従来の政策形成方式である「勘・経験・思いつき(K・K・O)」から根拠に基づいた新しい政策形成方式であるEBPMへの転換が地方でも始まっている。

学校教育においても、文部科学省はEBPMを政策立案過程に活用するため、外部有識者を招いて省職員を対象にEBPM研修を行っている。

3. E B P Mと学校教育の齟齬

大屋雄裕はEBPMが適さない政策領域として、

①対象が少ない

②結果や分析に時間がかかる

③はっきりした因果関係が証明できない

④調査が人権を侵害する

の4点を指摘している(大屋 2019)。これらは学校教育の特性と合致すると考えられる。その点を以下に検討する。

①に関して、学校教育は全国的に共通した制度を持ち、対象も膨大でありことから、EBPMに適しているように思える。しかし、分析の対象となるデータを蓄積しているわけではなく、新たにデータの収集が必要となる。また、「教育政策に本当に求められているデータ」について明確な解が得られていない(榊原岳 2020)。

②に関して、「全国学力・学習状況調査」で、短期的な視点では学力の変化を測定可能である。しかし、「教育は国家百年の計」といわれるように、教育の真の成果を観察するためには長い時間が必要であることに留意する必要もある。

③に関して、まず「学校教育の目的は何か」を議論しなければならない。文部科学省は教育基本法に基づき、教育を「個人の価値を尊ぶという認識に基づいて、人間のあらゆる能力を、できる限り、しかも調和的に発展させる」としている(URL2)ことからわかるように、学校教育の本質は、学力といった視認可能な成果だけでは評価し難い。

④に関して、EBPMにおいてはランダム化比較実験(以下RCT)によって得られるデータの精度が高いとされるが、学校教育で採用するには倫理的な壁が存在する(高崎・能瀬 2019)。RCTは策を講じるグループとそうでないグループの結果の差異から因果関係を特定し、政策の有効性を評価する。しかし、これは教育基本法第三条の教育の機会均等に抵触する恐れもあるのだ。

4. 自治体への聞き取り調査

教育現場での EBPM の浸透について、関西圏の自治体に聞き取り調査を行った。

(i) 対象・方法

京都市、神戸市、茨木市、箕面市の市の教育に関する部署に電話で質疑を行った。

(ii) 質問内容

- ・ EBPM を学校教育の場で取り入れているか？取り入れていれば、どのように取り入れたか？取り入れていなければ、その理由は？
- ・ 実際に EBPM を取り入れてよかった点、困難であると感じた点は？
- ・ 今後、EBPM を取り入れていくにあたって、課題となると考えられることは？

(iii) 結果

京都市：意識的な EBPM の採用は見られない。取り入れていない理由として、教育分野における過去のデータが不足していることを挙げている。

神戸市：市独自の学力調査に加え、アンケートを行い毎年学力や学習状況の変遷を追跡。課題として、数値化されにくいいじめや不登校を分析対象とできないことを挙げている。

茨木市：全国学力調査を基にして学力低位層に重点的なサポートを実施。中学生の学力の底上げを実現した。課題として、現場の教員の感覚とデータにずれがあり、実際の指導にデータが反映されにくいことを挙げている。

箕面市：小学校から中学校の全学年を対象に市独自の学力・体力・生活に関する調査が実施されている。結果は学校に返され、対策が講じられる。実際に文章を書く力の向上に寄与している。課題として、教員の指導力を数値化できないことを挙げている。

(iv) 考察

以上の調査から EBPM が学校教育において生きるケースとそうでないケースを分類する。

(1) 教育において EBPM が可能なケース

各市の取り組みから、学力調査は生徒の学力を数値化し、伸び悩んでいる能力を発見するなどの可視化をしており、EBPM が可能であると思われる。しかし、茨木市が課題としているように、指導法の改善内容を決定できるわけではない。

(2) 教育において EBPM が困難なケース

京都市が EBPM を取り入れていない理由は、前述の①にある、基となるデータの不足である。また、神戸市が課題としている「いじめや不登校へ

の有効性」、箕面市が課題としている「教員の評価の困難性」は前述の③と関連がある。つまり、様々な要因が作用しあっている学校生活に関する問題の解決には EBPM の適用が困難である。

5. まとめ

教育に EBPM を適用する場合、政策決定者の意図しない効果を生み出したり、方法が非合理的になってしまったりすることが考えられる。

極端な例ではあるが、教育を数値化されたデータだけで見た時、比較できるデータは共通の学力調査の点数や生徒の出席状況といった程度に留まる。学校教育の主たる目的を「学力の向上」に設定し、学校や教員の評価を生徒の学力に依存してしまうと、学力格差を助長することにもなりかねない。これは文部科学省の目指さんとする「人間の能力の調和的発展」とも相反する。

さらに、「個人の価値を尊ぶ」という視点に立つと、多様な価値観を育むことが是とされる現代では EBPM による画一的な評価は教育の核心を突くことは困難である。

政府がデジタル化を推進する中で、ますます数値化された根拠を基にした EBPM が重視される可能性が高いが、教育政策においては、EBPM がなじむ面と、適さない面があることに留意しなければならない。

<参考文献>

- ・ 大屋雄裕 (2019) 「政策と実践：EBPM の可能性と限界」『情報法制研究』第 6 巻、3-10 頁
- ・ 榊原岳 (2020) 「エビデンスに基づいた学校教育実践は可能か - 行動分析学からのアプローチ - 」
- ・ 高崎滋之、能瀬昂介 (2019) 「地方自治体における EBPM 導入に向けた調査研究」『日経研月報』2019-08

<参考 URL>

1. 神奈川県「平成 30 年度政策研究フォーラム「自治体における EBPM の推進に向けて」結果概要
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r5k/cnt/f500405/p310129.html> (最終閲覧日 2019 年 10 月 24 日)
- ・ 文部科学省「教育基本法第 1 条 (教育の目的)」
https://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/about/004/a004_01.htm (最終閲覧日 2019 年 10 月 23 日)

